

令和3年度 社会福祉法人甲府市社会福祉協議会事業計画

令和2年の年明けから新型コロナウイルスの感染が拡大し、社会経済活動をはじめ、日常生活や地域活動においても様々な制約を受けました。令和2年度の事業執行においては、大きな制約と見直しを余儀なくされる中、新たな試みを取り入れながら各事業に取り組みました。

令和3年度は、市社協創立70周年の節目を迎えることから、甲府市と協働で策定した「甲府市地域福祉推進計画」を始め、新たな計画期間となる「甲府市高齢者支援計画」など、本協議会に関連する諸計画の施策を踏まえ、複雑・多様化する地域生活課題とコロナ禍の中で変化した地域活動のあり方に新たな視点と工夫を持って、持続可能な仕組みづくりに取り組んでいくとともに、「甲府市社会福祉協議会強化発展計画」に基づいた事業展開を効果的に推進していかなければなりません。

これに加え、ここ数年来の懸案である財政健全化について、目標管理と人材育成をベースに更なる取組を行い、その成果を見据えながら安定した経営基盤を確立していく重要な年度となります。

これらを踏まえ、次の事項を令和3年度に取り組むべき主要課題として、以下重点的な取組の推進方針を定めます。

〈令和3年度主要課題〉

- 地区社会福祉協議会や関係団体、甲府市との連携・協働を一層強化する。
- 新たな生活支援の方策を検討・実施し、顕在化している地域生活課題に取り組む。
- 職員研修計画による人材育成と人事評価制度における目標管理を通じた業務の遂行に取り組む。
- 自主財源の確保や事業の見直しを行い、継続的・安定的な財政基盤を確立する。

1 住民主体による地域福祉活動の推進

住民主体による地域福祉活動や小地域ネットワーク活動の更なる活性化に向けて支援を行うとともに、いきいきサロンの設立・運営の支援、生活支援体制整備事業の継続・拡大、新たな事業である「甲府市笑顔ふれあい訪問サポート事業」の推進など、住民主体の地域福祉活動の充実に取り組みます。

2 支え合いのネットワークと協働体制の構築

市民の協働によるまちづくりに向け、ボランティアの発掘や育成、ネットワークの強化を図り、広くボランティア活動の活性化に取り組みます。

特に、災害ボランティアセンターの運営については、地域住民の関心が高く、また、

その充実喫緊の課題でもあるため、「災害ボランティアセンター運営チーム」を設置するとともに実践的な訓練を通じて、発災時への備えを強化します。

3 権利擁護体制の整備

「福祉後見サポートセンターこうふ」による成年後見制度に関する事業の総合的展開と甲府市から受託した中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの運営に取り組みます。

4 福祉施設サービスの充実

指定管理施設の適正な管理・運営に努め、幅広い社会福祉事業の展開や地域福祉・健康づくりの拠点として、福祉サービスの充実に努めます。

5 在宅福祉サービス事業の経営

国における福祉施策の動向等を見極めながら、収支のバランスの取れた事業運営に努めるとともに、利用者へのきめ細かいサービスを提供します。

6 人材育成と業務効率化

甲府市との人事交流、研修計画の策定、自主研修の支援を継続して実施し、人材育成に取り組むとともに、業務のデジタル化を進め、業務の合理化・効率化に取り組みます。

7 法人運営・財政基盤の強化

財政の健全化及び組織のガバナンスの強化に向けた取組を更に進めるとともに、地域福祉における社会福祉協議会の役割や事業の広報を充実させるため、情報発信手段の多様化に取り組みます。

なお、各事業の推進にあたっては、次のとおり具体的な取組を進めます。

1 住民主体による地域福祉活動の推進

(1) ふれあいのまちづくり事業の推進

市内5ブロックに配置されている6名のコミュニティソーシャルワーカー^①が、地区社会福祉協議会が行う住民主体の地域福祉活動を支援するとともに、住民の福祉課題や相談等への対応、ブロックふれす等による情報提供等を行い、地域福祉の総合的な

^① コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、制度の狭間などの個別の課題に対応し、個別の課題を地域の課題として捉え、地域住民や関係機関とともに課題解決に向けて取り組みます。

推進と充実に取り組めます。

ア 福祉のまちづくり推進事業

誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、地区社会福祉協議会で取り組む住民参加による地域福祉活動や小地域ネットワーク活動が、地域の実情に即して推進されるよう情報提供や助言等による支援を行うとともに、ブロック会議や合同会議等の開催についても併せて支援します。

また、福祉推進員の改選に伴う第14期福祉推進員の委嘱式、研修会、情報交換会等を行います。

(ア)住民参加による地域福祉活動

住民参加による地域福祉活動を推進するため、地域住民への意識啓発や各地区での交流事業、地域での支え合い・助け合い活動などの取組を支援します。

(イ)小地域ネットワーク活動

地域ふれあい台帳の整備と利用の促進を図るとともに、福祉推進員、民生委員・児童委員、自治会長及び自治会関係者等が連携して、高齢者や障がい者等の要援助者への見守り・声かけ活動等が円滑に行えるよう、情報提供や助言を行います。

イ 心配ごと相談事業

心配ごと相談室の運営を通じて、市民の日常生活における悩みごとについて、民生委員・児童委員、保健師、有識者等6名の相談員が、他の専門機関等と連携を図りながら、問題解決に向けた支援を行います。

また、市民から寄せられる生活や地域福祉に関する諸問題について、コミュニティソーシャルワーカーも随時対応します。

ウ 虐待防止啓発事業

令和3年度は「児童虐待防止」をテーマとして、地域ぐるみで虐待防止の意識啓発に取り組むため、地区社会福祉協議会を対象に、虐待の早期発見・早期対応等について理解を深めるなどの研修会を開催します。

(2) 生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、市内5ブロックに配置されている生活支援コーディネーター(CSW 兼務)が、地域の実情に即した支え合いの仕組みづくりを支援します。

ア 協議体の設置支援・運営支援

「生活支援・介護予防（社会参加）」に関する地域課題の把握や解決策等を話し合う場として、甲府市が地区単位に設置する協議体の設置支援・運営支援を行い、協議体において解決困難な課題等は、甲府市が運営する「甲府市生活支援連携会議」に提言します。

(3) 住民参加の支え合い事業

住民参加の支え合い事業を実施することにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するとともに、介護予防・重度化防止のための取り組みを推進します。

ア 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、病気や障がい等によって食事づくりが困難な方を対象に、見守りや声かけ、安否確認を兼ねた安心かつ安全な配食を行います。

また、引き続き配食ボランティアの確保に努めるとともに、地区単位での交流会や研修会の開催を支援し、事業の円滑な推進を図ります。

イ いきいきサロン事業

閉じこもりがちな高齢者の交流や仲間づくりの場及び介護予防の場として、引き続き、新規サロンの設立に向けた情報提供や設立支援、また、既存サロンの充実かつ継続的な活動に繋がるよう、運営支援を行います。

ウ 甲府市笑顔ふれあい訪問サポート事業

高齢者が自分らしく自立した日常生活が続けられるよう、支え合いと助け合いによって、多様な生活支援サービスを提供する甲府市笑顔ふれあい訪問サポート事業（訪問型サービスB）を令和3年4月から実施します。

また、生活支援サービスの担い手となる生活支援サポーターの養成については、養成講座やフォローアップ研修に引き続き取り組みます。

2 支え合いのネットワークと協働体制の構築

(1) ボランティア活動の推進

ボランティアの発掘や育成、ネットワークの強化を図り、市民の協働によるまちづくりに取り組みます。

ア ボランティア育成啓発事業

(ア) 福祉ボランティア活動実践校への支援

市内小・中・高等学校の児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神を養うことを目的として、各学校が実施するボランティア活動を継続的に支援します。

(イ) ボランティア活動の啓発と広報

「甲府市ボランティアだより」（こうふ社協だよりとの合併号、年1回発行）、「ボランティアニュース」（年3回発行）により、定期的に情報提供を行うとともに、甲府市広報や市社協ホームページ、ボランティアボード、facebook 等により、随時ボランティア情報を提供します。

(ウ) ボランティアの養成

ボランティアを養成し、活動の活性化を図るための講座等を開催します。

- ・災害ボランティア養成講座
- ・手話学習会
- ・ちょぼらキッズ養成講座
- ・傾聴ボランティア養成講座 など

(エ) ボランティア交流事業の実施とボランティア団体の周知

市内の中・高・大学生と障がい児（者）、ボランティア団体などが集い、体験ブースや舞台発表などにより交流を図り、相互の理解を深め合い、障がいの有無にとらわれない心を養うことを目的に「ふれあい交流フェスタ」を開催するとともに、市内のボランティア団体の活動を市民に周知します。

イ ボランティア活動協働推進事業

(ア) 地域ぐるみボランティア活動の推進

地区社会福祉協議会が主体となり、学校や地区関係団体が連携し、地域ぐるみで福祉のこころを学ぶ福祉教育の実践に年間を通じて支援します。

(イ) 「フードアプリケーション プラス」の実施

家庭や事業所等から寄せられた食品や生活用品を子ども支援や生活支援に関わるNPO法人などを通じて必要な方々に活用していただくための「フードアプリケーション プラス」を実施します。

(ウ) 甲府市災害ボランティアセンターの運営

災害時に備え、「甲府市災害ボランティアセンター」の運営訓練を実施します。

また、災害協定に基づいた甲府青年会議所との連携強化を図るとともに、災害の

広域性に鑑みて、甲府地区広域行政事務組合の三市一町のボランティアセンターとの連携を推進します。

さらに、いつ起こるかわからない災害に安定的、継続的に対応するため、災害ボランティアや災害ボランティアセンターに関するノウハウを蓄積できる人材を育成するための「災害ボランティアセンター運営チーム (DVOT^②)」の活動に取り組みます。

(エ) ボランティア活動への支援

市内で実施される各種のボランティア活動に対して、引き続き団体及び個人ボランティアの登録・調整、ボランティア活動資材や活動場所の貸出、登録団体等への支援を行います。

(オ) 甲府市協働のまちづくり推進行動計画の共同実施

計画に位置付けられた事業を、甲府市と共同で実施します。

(カ) その他の活動

古切手や牛乳パック等の回収などにより、リサイクル活動に協力します。

(2) 赤い羽根共同募金運動の推進

各地区で協力していただいている自治会連合会や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体等の各種団体との連携を深め、引き続き募金実績の拡大と共同募金の配分による福祉の向上に努めます。

また、広報紙や市社協ホームページ等を通じて、共同募金の意義や運動への協力を啓発し、共同募金の活性化に努めます。

3 権利擁護体制の整備

(1) 成年後見制度に関する事業

成年後見制度の総合的な相談機関として広く市民からの相談を受けるとともに、令和2年度に引き続き「福祉後見サポートセンターこうふ」において法人後見を行い、また、甲府市における成年後見制度の中核機関として、市民後見人養成や成年後見制度利用推進連携協議会の開催などにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

^② Disaster Volunteer-center Operation Team

(2) 日常生活支援事業

ア 日常生活自立支援事業

引き続き、市民後見人養成研修修了者のうち、希望者を市民生活支援員として委嘱し、活動の担い手を増やすとともに、権利擁護の視点で判断能力の低下した方の支援などに努めます。

イ 生活福祉資金等貸付事業

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している方を含め、生活困窮者自立支援事業と緊密に連携し、円滑な貸付及び返済への相談業務を重点的に行います。

4 福祉施設サービスの充実

コロナ禍においても、指定管理施設の快適で安心・安全な管理・運営をはじめ、利用者ニーズの把握や職員の資質向上、設備整備に努めるとともに、各施設において光熱水費等の経費節減や老朽化が進行している施設、設備については、計画的かつ効率的な改修を進めるため、甲府市と密接な協議を継続して行います。

(1) 甲府市福祉センターの管理・運営

高齢者、障がい者、寡婦並びに母子家庭及び父子家庭の福祉の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に図ることを目的に、地域性や利用者ニーズ等を踏まえた事業の実施や施設運営に努めます。

また、コロナ禍においても限られた時間と場所を活用した介護予防事業や教養の向上及びレクリエーション事業に引き続き取り組むとともに、高齢者等の健康増進や生きがいづくり、仲間づくりを支援します。

(2) 「甲府市上九の湯ふれあいセンター」の管理・経営

子どもから高齢者までの多世代が気軽に楽しめるコミュニティ施設として広く県内外の方がご利用できる快適な温泉施設の管理・運営を行います。

また、可能な限り好評な恒例事業を企画運営するほか、近隣の公共施設等との連携や利用者に親しまれる施設として満足度の高いサービスの提供に努めます。

(3) 「甲府市健康の杜センター」、「甲府市上曾根いきいきプラザ」、「甲府市古関・梯いきいきプラザ」の管理・運営

市民の健康増進と生活文化の向上に寄与し、可能な介護予防事業等の実施や利用者が快適に利用できる貸館業務等を行います。

5 在宅福祉サービス事業の経営

引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、訪問介護事業、居宅介護事業及び通所介護事業により支援するとともに、収支のバランスの取れた事業運営に努めます。

また、社会情勢の変化の動向を見極めながら、地域住民や関係機関と連携して利用者へのきめ細かいサービスの提供に努めるとともに、地域包括支援センターにおいては、地域包括ケア体制構築の更なる推進に努めます。

職員にあっては、人材育成等の研修会に積極的に参加するなど資質の向上にも努めます。

(1) 訪問介護事業

介護が必要になっても住み慣れた地域での暮らしが継続できるよう、支援にかかわる全ての関係者と情報共有を行いながらサービスを提供します。

(2) 居宅介護事業（障がい福祉サービス）

障がいのある人も地域の中で「自分らしく」暮らしながら、社会参加ができるよう、計画相談支援事業所をはじめ、地域住民や医療関係者との連携を図りながら支援します。

(3) 通所介護事業

甲府市中道デイサービスセンターは、地域密着型として地域との連携をより深めながら、地域住民と交流を深める事業等を企画するとともに、保険外サービスの充実に努め、地域に開かれた施設運営と利用者の利便性向上に努めます。

(4) 地域包括支援センター事業

甲府市笛南地域包括支援センターは、中道・上九一色地区の地域包括ケア体制構築推進のための地域の中核機関として、社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師が地域の自治会連合会・民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会や甲府市及び関係機関と更に連携を深め、地域課題を把握しながら住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

6 人材育成と業務効率化

(1) 人材育成

「人材育成基本方針」に基づき、事業執行に必要な専門知識や技術を始め、接遇やクレーム対応などの研修を計画的に実施するとともに、「人事評価制度」の活用や甲府

市との人事交流を継続する中で、将来を担う職員の育成に努めます。

(2) 業務効率化

「人事評価制度」における目標管理等を通じて、職員それぞれが自身の担当業務を定期的に点検・検証し、常に費用対効果や効率を意識した業務執行に努めます。

(3) デジタル化の推進

Z o o m[®]やL I N EなどのI C T技術を導入し、業務の合理化・効率化と情報発信力の強化に取り組みます。

7 法人運営・財政基盤の強化

(1) 「甲府市社会福祉協議会強化発展計画」の進行管理

令和元年度に策定した「甲府市社会福祉協議会強化発展計画」実施計画は、年2回の実施計画評価検討委員会による事業の評価など適正な進行管理を行いながら推進します。

このような推進体制のもと、次年度以降（令和4年度～令和5年度）の実施計画と令和4年度の事業計画を策定します。

ア 事業の見直し

経営会議や管理職会議、「甲府市社会福祉協議会強化発展計画」実施計画評価検討委員会における評価や検討結果を踏まえ、事業、予算、人事、組織等について、継続して総合的な見直しを行います。

イ 自主財源や適正な財源の確保

引き続き、行政などからの委託料、補助金等の財源の適正な確保に取り組むとともに、ここ数年来、減少傾向にある会費収入の確保に向けた取り組みや新たな自主財源の検討などを積極的に行ってまいります。

また、中期（令和2年度～令和5年度）財政計画に基づき、継続的で安定的な財務運営に努めます。

ウ 広報啓発活動の強化

創立70周年を契機に、市社協の事業や活動に関する様々な情報や記念事業について、継続的に広報するとともに、甲府市と共催で「甲府市社会福祉大会」を開催し、社会福祉関係者の顕彰と地域福祉への理解や関心の醸成に取り組みます。

③ パソコンやスマートフォンなどで利用できるビデオ会議システム。大人数が同時に接続し、画面に映る相手とインターネットを通じて映像や音声で会話できる。

これに加えて、こうふ社協だより「まごころ」や市社協ホームページを更に分かりやすい内容にするための見直しを行うとともに、SNSを活用した効果的かつタイムリーな情報発信など、広報活動の強化に努めます。